築上町地区実施計画書基本方針

１．地区実施計画書の目的

この地区実施計画書（以下「地区計画」という。）は、自治会単位で計画的に住民主体のまちづくりを行うため、地域の目指す将来像を策定するものです。

２．地区計画の策定について

・　自治会役員会や総会等で３年後の自治会の将来像（どういう地域になりたいか・地域の目標等）を話し合って決めてください。

・　地域の課題解決のために必要な支援内容に優先順位をつけてください。

・　地区計画に掲載するものは、自治会で十分に協議してください。

・　策定した地区計画は、目標の共有のため自治会総会等で地域住民に広く周知してください。

３．地区計画の実施について

・　原則、優先順位を尊重しますが、国等の補助対象事業や財源確保ができたものから実施することがあるため、順位が前後することがあります。

・　地区計画に挙げた支援の実施を必ず約束するものではありません。財政的理由や地元協議等の状況により実施できない場合もあります。

４．地区計画の変更について

・　実施期間途中での地区計画の変更は原則できません。

　※　記載内容について、役場が調査した結果、国道・県道・県の河川に関することが記載されていることが判明した場合のみ地区計画の変更は可能です。

　　　変更の案内につきましては、役場から別途連絡します。

・　災害や緊急を要する事項は、地区計画の変更を行うのではなく、担当課へ直接ご相談ください。